

四日市市告示第95号

四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スクミリンゴガイの防除対策に取り組む市内の農家組合等の農業者団体に対し、使用する薬剤の費用の一部を補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱で定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、四日市市に住所を有する農業者団体とし、その構成員が水稲を栽培しているものとする。

(補助対象経費、補助金額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、防除対策に要する薬剤の購入費（以下「薬剤購入費」という。）とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において、薬剤購入費の10分の3以内とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1の補助対象者につき年度当たり1回を限度とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (2) 位置図
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、四日市市水

田病虫害防除対策支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定について必要な条件を付することができる。

（事業の変更等）

第6条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合、又は事業を中止しようとする場合は、速やかに市長に四日市市水田病虫害防除対策支援事業計画変更（中止）承認申請書（第3号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく交付目的の達成に支障がないと認められる場合であって、交付対象経費の合計額の20パーセント以内の変更をいう。

（変更決定）

第7条 市長は、前条の変更（中止）承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに四日市市水田病虫害防除対策支援事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) その他市長が必要と認めるもの

（額の確定及び交付）

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、申請者の請求により補助金を交付するものとする。

2 申請者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 申請者は、補助金の請求を行う場合は、四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金請求書（第6号様式）により市長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたと

認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の評価)

第11条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(商工農水部農水振興課)

第1号様式

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

電話番号

四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付申請書

年度において、四日市市水田病虫害防除対策支援事業を実施したいので、四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 事業実施期間
年 月 日 から 年 月 日

3 事業費の内訳

| 事業費 (①+②) | 市補助金 (①) | 自己負担額 (②) | 備考 |
|-----------|----------|-----------|----|
| (円) | (円) | (円) | |

4 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (2) 位置図
- (3) その他 (現況写真)

住 所

名 称

代表者氏名

四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金については、四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の対象となる事業
- 3 補助金の交付の条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

第3号様式

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

四日市市水田病虫害防除対策支援事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日付け四日市市 第 号で交付決定通知のあった四日市市水田病虫害防除対策支援事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 変更交付申請金額 金 円

2 変更の理由

3 変更の内容

住 所

名 称

代表者氏名

四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度四日市市水田病虫害防除対策支援事業の計画変更を承認したので、四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

印

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 補助金の交付の条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

第5号様式

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

四日市市水田病虫害防除対策支援事業実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度四日市市水田病虫害防除対策支援事業を完了したので、四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 事業費の内訳

| 事業費 (①+②) | 市補助金 (①) | 自己負担額 (②) | 備考 |
|-----------|----------|-----------|----|
| (円) | (円) | (円) | |

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) その他

第6号様式

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金請求書

四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円